

平成 28 年 8 月 21 日

会社法第 791 条第 1 項第 1 号、会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び
会社法施行規則第 189 条に基づく開示書面

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
ユニーグループ・ホールディングス株式会社
代表取締役 佐古 則男

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
ユニー株式会社
代表取締役 佐古 則男

ユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びユニー株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、平成 28 年 7 月 8 日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、平成 28 年 8 月 21 日を効力発生日として、分割会社の GMS（総合小売業）関連事業の一部に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事後開示をいたします。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

本吸収分割は平成 28 年 8 月 21 日に効力を生じました。

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社にとって会社法第 784 条第 2 項に該当する簡易吸収分割であるため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、分割会社の株主は吸収分割をやめることを請求することができません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社は、本吸収分割が会社法第 784 条第 2 項に該当する簡易吸収分割であるため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、反対株主の株式買取請求に関する手続を要しませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続を行っておりません。

- (4) 会社法 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 12 日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。
3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
承継会社の株主から会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。
- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
分割会社が承継会社の会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、承継会社は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく承継会社の株主に対する通知を行いませんでした。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 7 月 12 日付けの官報及び同日付けの電子公告により、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
承継会社は、本吸収分割の効力発生日である平成 28 年 8 月 21 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社の GMS（総合小売業）関連事業の一部に関する資産その他の権利義務を承継いたしました。承継会社が分割会社から承継した資産の額は 9,995 百万円であり、負債の額は 9,876 百万円です。
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも平成 28 年 8 月 22 日付けで申請する予定です。
6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以 上